

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾川町が土地改良事業（元気な地域づくり交付金（区画整理事業）葛巻下地区）を行うことについて平成19年1月11日適当と決定した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成19年1月30日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成19年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀